

## 特別顧問、特別参与及び特別調査員設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、都政改革を推進するため、都政改革本部に特別顧問、特別参与及び特別調査員（以下「特別顧問等」という。）を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (身分)

第2条 特別顧問等は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

### (職務)

第3条 特別顧問等は、次の職務を行うものとする。

#### (1) 特別顧問

顧問の設置及び運営に関する規則（昭和50年東京都規則第155号）（以下「顧問規則」という。）第2条に規定する顧問（以下「東京都顧問」という。）の職にある者の中から知事が任命し、都政改革本部設置要綱（平成28年9月1日付総行革行第186号。以下「要綱」という。）第4条（1）に規定する職務を行う。

#### (2) 特別参与

東京都顧問の職にある者の中から知事が任命し、要綱第4条（2）に規定する職務を行う。

#### (3) 特別調査員

高度の専門的知識を有する者のうちから知事が任命し、要綱第4条（3）に規定する職務を行う。

### (任期)

第4条 特別顧問等の任期は、1年以内とし、かつ、2会計年度にわたってはならない。ただし、再任を妨げない。

### (服務)

第5条 特別顧問等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 特別顧問等は、守秘義務を遵守する旨の誓約書を提出するものとする。

3 特別顧問等は、東京都の非常勤職員として信用を傷つけ、又は不名誉な行為をしてはならない。

(解職)

第6条 知事は、特別顧問等が次の各号のいずれかに該当するときはその職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により退職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (3) 前条第3項に違反したとき。
- (4) その他、知事が必要と認めたとき。

(職務の公表)

第7条 知事は、特別顧問等が従事した職務の遂行に係る情報について、別に定めるところにより、その概要を公表するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 特別顧問等に対する報酬及び費用弁償は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年東京都条例第56号）に基づいて支給する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、特別顧問等の設置に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。